



日本医科大学労働組合機関紙

こぶし

第0725号

2024年4月23日

PC メール nihonkadai.rouso@violet.plala.or.jp

東京医労連 (03-3872-7191)

日本医科大学労働組合

〒113-0023

東京都文京区向丘2-5-6

弥生3号館2階

TEL・FAX 03-6801-5414

基本給与のベースアップは必須条件

診療報酬の引き上げ+0, 88%は2.5%のベアが条件
医療従事者の処遇改善は政府の方針 今年こそ賃上げを



4月10日の団体交渉で1次回答

定期昇給 一人平均5,236円(1.78%)

診療報酬改定に伴うベースアップ等については引き続き検討中

本年の診療報酬改定は+0.88%となっており、うち看護職員、病院薬剤師その他の医療関連職種について、令和6年度にベア+2.5%、令和7年度にベア+2.0%を実施していくための特例的な対応としています。基本賃金のベースアップは、2013年に1,689円、2014年に1,136円のベア回答が示されてから9年間も据え置かれたままであり、2017年から現理事会になってからも7年間据え置かれたままとなっています。一時金については、2017年から2023年まで現理事会体制になって、夏期一時金は0.23ヶ月、年末一時金は0.178ヶ月引き上げられていますが、夏期と年末合わせても1ヶ月に満たない引き上げとなっています。教職員は長引く物価高騰でゆとりが持たないなかでも、国民の命と健康をまもり、高度先進医療を担う社会的責任を果たして、日夜不断の努力をしています。働く労働者は努力が報われない思いで退職者が増え、医療崩壊・介護崩壊の再来が近づいている今、国はもっと真剣に医療・介護現場の声を聞き、医療・介護を守る立場で適切な対応を行うべきであり、経営者も働く者の立場に立って真剣に処遇改善に取り組むべきです。

理事会がようやく処遇改善に取り組み姿勢
2017年に現理事会になってからベースアップ回答無し
新型コロナでの黒字・診療報酬改定分は処遇改善で還元を

あなたも労働組合に加入しましょう。氏名・連絡先を明記して下記までお申し込み下さい。

何でもご相談下さい

24時間いつでも受付「秘密厳守」

氏名や連絡先等を明記し、メール・FAXで送信して下さい。

折り返し、こちらからご連絡させていただきます。

メール nihonkadai.rouso@violet.plala.or.jp

FAX 03-6801-5414

あなたに寄り添う 日本医科大学労働組合

だんぜん安い掛け金で
ワイドな保障!
セット共済

入院・休業・死亡・障害を補償

セット共済A型 + 医療上積16口

月掛金	3,000円	で	日だけの入院OK!
入院 (1日-180日)	10,000円	日額	
休業 (1日-90日)	5,000円	日額	
死亡	100万円		

退職後も継続できます

※契約内容の詳細は、ライフネット生命をご覧ください
組合員のための共済制度です

ご相談・お問い合せは
お電話に労働組合の共済担当者まで ☎0120-160931

みんながつくる 未来の安心
医療連共済

有給休暇をきちんと消化して有意義な生活を送ろう

有給休暇は「あげる」ものや「貰う」ものでは有りません。
有給休暇は「取得」することが正しいやり方です。

もしも有給休暇を申請した時に、忙しいからとかスタッフが足りないからとか、他のスタッフにもあげていないからなどと言って、「あげられない」といった管理職がいたら、その管理職は労働基準法や就業規則に違反している「不当労働行為」をしている管理職です。管理職の資質が問われます。休暇取得は労働者の当然の権利であり、取得を妨害する行為は絶対に認められません。

就業規則第30条3 年次有給休暇を取得しようとする職員は、所定の様式により上長を経て、原則として2日前に届け出るもとする。

4 年次有給休暇は、本人の届け出があった時季に与えるものとする。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合等やむを得ないときには、その時季を変更させることがある。

(就業規則第30条4の「時季変更権」は、そのスタッフが休む事によって病院が閉院しなければならない事態になるとかの、よほどの事が無い限り認められません。したがって通常は有り得ません。)

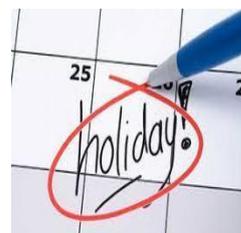
日本医科大学の休日

日曜日 国民の祝日 創立記念日 4月15日 年末年始 12月30日～1月4日

期日指定休暇 1ヶ月を基本期間として、基本期間中の土曜日の日数分の指定休日。

但し、土曜日が国民の祝日と年末年始にあたる場合はその日数を除く。

慶事 結婚 本人 7日 子 2日 妻の出産 3日



忌引き

産前産後

配偶者	10日	産前	6週間(多胎妊娠14週間)
子	5日	産後	8週間
	喪主 非喪主	・育児休業	満1歳に達しない期間 一無給
父母	7日 5日	・育児短時間勤務	小学校就学前(申し出) 一無給
祖父母	3日 2日	・育児看護休暇	小学校就学前(申し出) 一無給
兄弟・姉妹	3日 2日	・育児時間外免除	小学校就学前(申し出)
配偶者の父母	3日 2日	・育児夜勤免除	小学校就学前(申し出)
三等親以内の血族	2日 1日		
二等親以内の姻族	2日 1日		

生理休暇

生理日の就業が著しく困難なものは、願出により医師の認める期間。

裁判員休暇

裁判員候補者又は裁判員もしくは補充裁判員に選任され、その職務に従事するために裁判所に出頭する日。

その他

- ・天災事変及びその他これに類する災害により、法人が必要と認めた期間。
- ・業務上負傷し又は疾病にかかったときは、医師の認めた期間(診断書の提出が必要な場合あり)。
- ・感染症予防のため就業を禁止されたときは、その期間。

